春めく　出羽三山

撮影者　会員　山本　安志

新年のご挨拶

会長　三浦　修

あけましておめでとうございます。

「神奈川県弁護士会」として、昨年の４月１日に新しいスタートを切ってから、あっという間に９か月が経過しました。

私は、所信表明において、①不祥事対策　②憲法問題　③業務対策　④会員が活躍しやすい体制の確立を掲げました。

中でも不祥事対策については、弁護士自治の基盤を守り、弁護士及び弁護士会に対する市民からの信頼を確保するためにきわめて重要との認識のもとに取り組んできましたが、残念ながら会員の不祥事を事前公表する事態が発生しました。市民の皆様に向け、よりよい相談体制を確立するための規則改正を急ぎたいと考えています。

憲法問題については、昨年の３月に「安全保障関連法」が施行されたことを受け、５月の通常総会において「安全保障関連法の廃止を求め、立憲主義の回復をめざす決議」を採択しました。今後も立憲主義を堅持する観点から、更に活動を継続していきます。

業務拡大については、他士業との連携による市民サービスの充実の検討を進めています。

また、成年後見センターの設立については、関連委員会の意見を聞きながら、高齢者・障がい者の皆様のニーズに応える機能的な組織を目指して検討しています。

会員が活躍しやすい体制の確立については、委員会等旅費を弁護士会が負担することで、若手の会員の皆さんが少しでも会務に参加しやすくなるよう検討しています。

こうして振り返ってみると、まだまだやるべきことは道半ばの状態ですが、３月末まで全力を挙げて取り組みますので、引き続き会員の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、素晴らしい年になりますように祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

神奈川弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通９番地
☎ 045-211-7707
URL http://www.kanaben.or.jp/

人権シンポinかながわ2017のご案内

日時　平成29年1月21日（土）10時～
場所　横浜市技能文化会館
内容　人権賞贈呈式／法に関する作文コンクール表彰式／シンポジウム「政治的中立性って何だ?!」ほか

神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

２０１７年が始まった。本来なら、年始の抱負など述べるのであろうが、ありきたりの挨拶をしてもつまらない。ここは、がらりと趣向を変えて、２０１７という数字に着目してみたい▼何と、２０１７は素数である（ここで、頭が痛くなり始めた人もいるかもしれない）。素数とは、１及びその数自身でしか割ることのできない数字である▼２０１７という大きな数字が、２以上２０１６以下のどんな整数でも割りきれることができないことを知ると、わくわくしないだろうか▼更に、数字を操作してみよう。２０１７を桁ごとに分解して２＋０＋１＋７を計算すると10になる。きりがいい上に、２０１７に10を足した２０２７は、２０１７の次の素数である（つまり、あと10年後まで「素数年」はない）▼気づけば平成29年の29も素数だし、２＋９＝11も素数だ。29＋11＝40は素数でないのが残念だが、きりのいい数字なのは嬉しい▼２０１７と29の重なった今年が、何か特別な年に思えてくる▼素数にするために、いくぶん牽強付会であったが、羅列する数字の列を眺めながら、頭の中でいろいろと計算してみるのも楽しい。

（三浦　靖彦）

研修会

元家庭裁判所調査官が語る「犯罪心理鑑定の意義と技術」

ー虐待と非行のメカニズムー

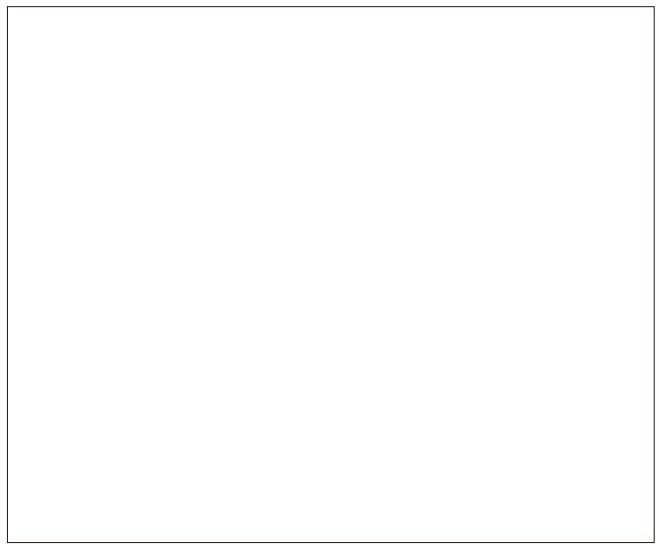

研修会の様子

11月1日、子どもの権利委員会主催で元家庭裁判所調査官である花園大学教授橋本和明氏を迎えて、会員向け研修会を実施した。

橋本教授は臨床心理士でもあり、多数の情状鑑定を行っている。教授によると、これまでの情状鑑定という用語は誤解を生むため、「犯罪心理鑑定」という用語が適切であるとのことであり、具体的な事例も織り交ぜた裁判員裁判における犯罪心理鑑定の意義の話もあった。

そして、虐待と非行の関係について、図式を用いた丁寧な説明があった。

トラウマ体験が人格に及ぼす影響については、教授の説明により、単なるショッキングな体験によるものとの違いが明確になった。

性的虐待の影響などで時々耳にする「解離」「多重人格」についても、日常的な軽い解離として、ちょっとした用事のために場所を移動したら何の用事か忘れた、といった例があること等の説明によって、その一端を掴むことができた。

そして、教授は、非行といわれる行動の一つ一つについて、過去の虐待の影響から分析していくことで、少年への支援の方法が見出せると述べた。

2時間弱の講義では学びきれないほど、虐待と非行のメカニズムというテーマは深遠であった。教授の著作物も読んで、より理解を深めたい。

（子どもの権利委員会
副委員長　村田　陽子）

シリーズ「いま、憲法を考える」⑪

国防婦人会にはなりたくありませんでした

会員　水地　啓子

一昨年度、日弁連副会長として憲法対策本部の担当となったことから、憲法に関するシンポや、日比谷野外音楽堂での集会、パレードなど、安保法制を中心とする憲法問題に係わってきており、今年度は、第59回日弁連人権擁護大会の第一シンポ実行委員長を引き受けることとなった。

第一シンポは、「立憲主義と民主主義を回復するために」をテーマとして、この間の安保関連法等に関する日弁連、弁護士会を中心とする多様な活動を再確認するとともに、今後の活動の方向性を考えていこうというものであった。安保法制によって国民生活がどう変わるかをテーマとするパネルディスカッションも行われ、現在がいかに重要な局面であるかを確認し、参加者一人一人が、それぞれ何をなすべきかを考える機会となった。

これまでに参加した会合やパレードでも、直接声を掛けたり誘ったりしたわけでもないのに、業務関係での知人も含めて思わぬ人々に会うことができた。また、これまで憲法が話題に上ったことなどなかった子どもの母親達の集まりや大学時代の友人からも、「この前、憲法についての○○教授の講演を聴いた」、「19日は国会前にいた」などの話を聞くことが結構あった。

多くの人が、これからの時代がどうなっていくのか、憲法がどうなっていくのかについて、不安感を抱いている。憲法に関心を持ち、学ぼうとしている人たちは確実に増えている。

確かに安保法制は成立してしまった。その後、少なくとも日常にそれほど目に見えた違いは出てきていないかもしれない。しかし、憲法をとりまく情勢の動きは、決して留まってはいない。南スーダン派遣の自衛隊に駆け付け警護の任務が付与されたし、憲法審査会では、立憲主義、憲法改正の限界などについて実質的な議論も行われている。

今の時代にあって、弁護士ができること、しなければならないことは多い。

少なくとも、弁護士として憲法について考えないことは許されないのではないかと思う。

子どもの頃、多分歴史の教科書にあった「国防婦人会」の写真（割烹着に襷をかけた女性たちの写真）を見て、もしこの時代に生きていたら、自分はきっとこの一人になって、贅沢を指摘したりする側の人間になっていたのではないかとの恐れを感じたことを思い出す。

今まさにその恐れを思い出し、なすべきことをしなければならないと思う。

日弁連人権大会でコメントする筆者

情報セキュリティを考えるをはじめましょう

その2　パソコンのセキュリティ編

弁護士として、手持ちの各種資料が消失、流出してしまった場合の重大性は、ここであえて述べる必要はないでしょう。

今回は、パソコンのデータ消滅・流出に限定して検討してみましょう。

パソコンデータの消滅・流出経路の例としては、ウィルス等によるもの（第3回目連載で紹介予定）と端末自体の紛失によるものがあげられます。

近年は、タブレットやノートパソコン（端末）を持ち出して、事務所外で各種資料を確認、作成することが増えています。

しかし、端末を紛失してしまうと、端末自体を失うのみならず、入れていたデータも紛失し、流出してしまう可能性が高まります。

そこで、「データ紛失対策」としては頻繁にバックアップをとること、「データ流出対策」としてはパスワードや指紋認証、2段階認証というセキュリティをかけておくことが必要です。

では、パスワードについてはどのような注意が必要でしょうか。

第1に、覚えやすいパスワードは使わないようにしましょう。例えば、「1111」や、生年月日などは最も不適切でありながら、一番使われているパスワードだと言われています。

覚えにくい（＝解読されにくい）パスワードの作り方は、ネット検索をすればたくさん紹介されていますが、一々自分で考えるのが面倒ならば、パスワード管理ソフトや、パスワード管理機器を利用するのもお勧めです。

第2に、パスワードを色々なサイトで使い回しをすることも不適切です。パスワードを不正入手したハッカーは、あなたが利用している他のサイトに、そのパスワードで入ろうとします。面倒でも、使用場面に応じて、別のパスワードを用意すべきです。

第3に、パスワードの定期的変更も有効な手段です。ただ、変更にあたり、従前のパスワードを少し変えただけでは、有害でさえあるといわれています。

そこで、変更にあたっては、上記第1、第2の条件を満たしたパスワードを新しく生成しましょう。

（会員　三浦　靖彦）

1．端末紛失リスクへの対策
①　データ紛失対策…バックアップ
②　データ流出対策…パスワード等
2．パスワード使用の注意点
①　覚えにくいパスワードを作成
②　使い回しをしない
③　定期的に変更する（ただし、新しく作ること）

横浜国立大学共催研修会

間接強制をめぐる諸問題

～近時の最高裁決定から考える～

11月21日、当会会館にて掲題の研修会が、西川佳代教授（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院）を講師として開催された。

素材として紹介されたのは、①Xが家事審判に基づき間接強制での面会交流実現を求めたのに対し、Yが「子Zが拒んでいるから間接強制は許されない」と主張した最決H25・3・28、②諫早湾潮受堤防開門を命ずる判決に基づくXの間接強制申立てに対し、Yが「開門するなどの仮処分を別途Zから受けている」と主張した最決H27・1・22、③XがYに対する建物退去土地明渡判決を得て間接強制で実現を求めたところ、Yが「再転貸により占有がZに移転したから実現できない」と主張した最決H27・6・3の3つ（なお③は、占有移転禁止仮処分をせず、弁論終結前に占有者変更があった事案）。

一見いずれも、Yの一存では義務が実現できないこと、すなわち、Zの意思・判断が履行障害たり得る、との理由から、Yへの間接強制の実効性が疑問と言えなくもない。そして、かかる障害事由の不存在を間接強制の要件とする学説等も紹介された。

ただ、最高裁は「①②は間接強制が可、③は不可」との結論に至っており、その理由につき考察が加えられた。

また、紹介事例を巡る法的な論点は上記に尽きず、個々のケースごとに、様々な角度からの検討が行われた。

講義後には多数の質問も寄せられ、西川教授と参加者とのやりとりを通じてより深い理解につながる場面もあり、とても充実した研修会となった。

（会員　大﨑　徹）

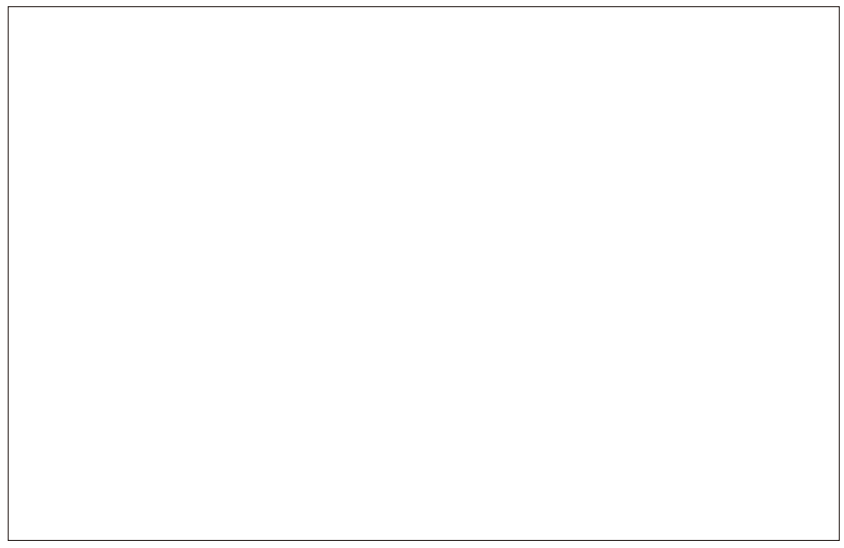

講師の西川教授

改正刑訴法全国一斉基礎研修

刑訴法大改正の概要

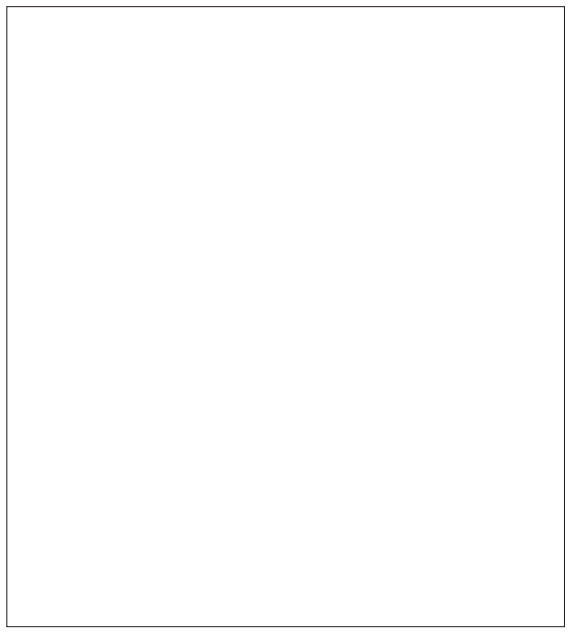

研修会の様子

11月15日、当会会館にて改正刑訴法全国一斉基礎研修が行われた。

この研修会は、日弁連から各単位会に講師が派遣され、昨年5月に成立した改正刑訴法についてレクチャーするもので、当会の講師は菊池博愛会員、水上裕嗣会員である。

研修は3部構成で、第1部が改正刑訴法解説、第2部が公判整理手続・証拠開示の利用、第3部が可視化法制化の下での弁護実践試案である。

第1部で改正刑訴法の概要を俯瞰し、第2部及び第3部では改正を踏まえ実際の弁護活動における対応を検討するという充実の内容であった。

研修会は、本部での受講会員が定員に達し4支部でも中継されるという盛況ぶりであった。

今回の刑訴法改正には、裁量保釈判断の考慮事情の明文化、証拠一覧表の交付等の証拠開示の拡大、被疑者国選弁護制度の全勾留事件への拡大、協議・合意制度（司法取引）等の導入、取調べ全課程の録音・録画制度の導入等、弁護活動に大きな影響を与える改正が多く含まれる。しかも、既に施行されているものも多く、いずれも早急に把握しておく必要がある。

刑事弁護人にとって、改正刑訴法を正しく理解しておくことは必須である。研修に参加できなかった会員は、本年2月頃からDVDの貸し出しが開始される予定なので、ぜひ視聴されたい。

（会員　鈴木　麻由）

理事者室だより

会計担当副会長の条件

副会長　苑田　浩之

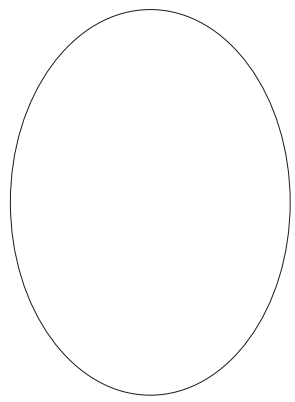

当会の会計規則に基づき、三浦会長は私を会計担当副会長に指定した。私が指定された理由は、私が会計担当副会長の条件をすべて充たすからである。

会計担当副会長の条件は、①大金を持ち出す誘惑に負けない強靱な精神力、②脅迫等されても会計機密を教えない強靱な精神力、③不合理な支出を断る強靱な精神力の三つである。

（一）実は、当会の銀行口座の名義は会計担当副会長の名前になっている。

会員の声

常議員会、または私は如何にして沈黙するのをやめて意見を述べるようになったか

会員　伊藤　一志（67期）

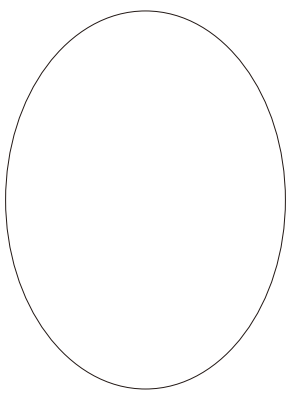

現在常議員の中で67期は私一人であり、自分では67期を代表して会議に参加していると勝手に思っている。なので、議案の採決については、なるべく同期あるいは若手会員の立場から賛否を考えるようにしている。

他方、議論への参加という点では、当初はあまり発言できていなかった。やはり、他の先生方が高度な議論を交わされている中にド新人が入っていくのは、なかなかハードルが高いものである。

しかし、ただ採決で手を挙げているだけではせっかく選挙で投票してくれた皆様に申し訳ない。やはり67期の立場からの意見を表明し、積極的に会の運営に若手の意思を反映させなければということで、会員、特に若手に利害関係のありそうな議案については、事前に同期に意見を募るようにしている。

同期を代表している（つもりである）以上、重要な問題については皆の意見を聞き、投票行動の指針にしなければならないし、私では気づかなかった議案の問題点を、優秀な同期の皆様が教えてくれて、私自身が意見を考える参考にさせてもらったりもする。

皆様の協力の甲斐あって、1年間無言のまま終わるかと思われた私も、何度か会議で発言することができた。常議員の任期も残り少なくなってきたが、これからの会議でも、可能な限り議論に参加していこうと思っている。

（三）実は、会計担当副会長が承認しないと基本的に当会の支出はできない。

委員会や支部等が当会から費用を支出してほしい等と要請してくることがあるが、不合理な支出を断固として断らなければならない。委員会や支部等からは恨まれ、理事者会では孤立することもある。会計担当副会長は孤独に耐えなければならない。

以上見てきたとおり、会計担当副会長とはきわめて苛酷な役割である。

これを読んだ皆様におかれては、今後、支出を断られたとしても、会計担当副会長に温かく接していただけると幸いである。

第24回　キャンバス・アバウト展

アバウトなようで アバウトでない展覧会

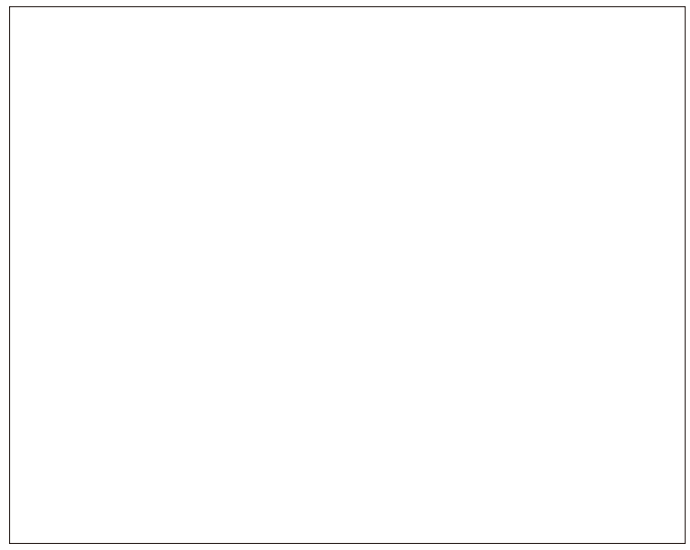

来訪した絵画ファンと交流する会員たち

11月7日から13日まで、第24回キャンバス・アバウト展が、関内の「みつい画廊」にて開催された。当会の美術同好会の、年に一度の展覧会である。

筆者は、当同好会に所属してから今年で4年目となる。アットホームな集まりであり、筆者が1年目に絵ではなくレザーカービング（革彫刻）の作品を堂々と出しても何らお咎めなしだったことからしても、名前通りアバウトな展覧会であるといえよう。

しかしながら、肝心の作品のほうは必ずしもアバウトではない。会員の絵に懸ける情熱、実力たるや瞠目すべきものがある。受賞歴がある方や、弁護士をリタイア後、いまや絵の道一本で人生を送っておられる方などもおり、その中にあって革細工では浮きすぎだったと恐縮したことを覚えている。

私事であるが、その後、水彩、油絵と世界は広がり、今回は展覧会の案内ハガキを飾らせて頂いた。大変に名誉なことであった。

さて、展覧会当日は、同好会の会員やその友人はもちろんのこと、多くの同好の士が画廊を訪れ、和気あいあいと絵画談義に花を咲かせていた。格式ばった展覧会ではこうはいかないところであろう。

やはり絵が好きな方というのは話していて気持ちがよく、まったく面識のなかった方でも、そこに飾られた絵の感想を話しあうとき、10年来の知己のように話せるから不思議なものである。

同好会会員一同、既に次回に向けた作品を鋭意制作中である。読者諸氏もぜひまた、画廊に足を運んで頂きたい。

（会員　橋本　信行）

第24回 キャンバス・アバウト展
神奈川県弁護士会美術同好会展

「そっちじゃないよ！」F15 橋本信行

会期　2016年11月7日（月）～13日（日）
AM11：00 ～ PM6：00（最終日はPM4：00まで）
会場　みつい画廊

京幾サッカー交流戦

熱戦の末 仲良く引き分け

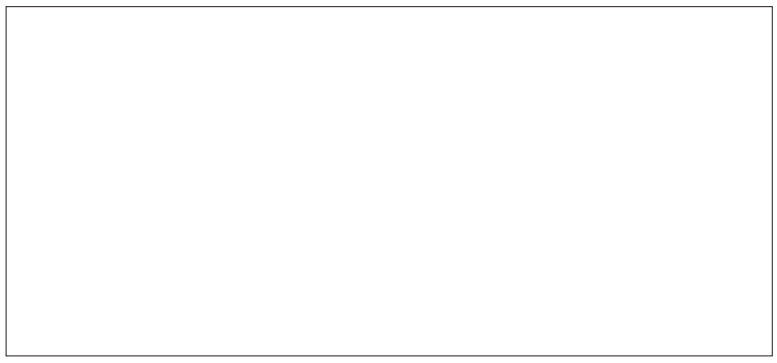

京幾チームとの記念撮影

10月29日、韓国の水原市にて、京幾中央弁護士会との恒例のサッカー交流戦が行われた。当会サッカー部からは10名余りが参加し、前後半30分ハーフの1試合が行われた。まず開会式では、当会会長及び京幾中央弁護士会会長による挨拶が行われ、その後、いざ試合開始となった。

前半開始早々から、京幾チームは、闘志満々で我がチームに襲いかかってきた。一方、当会チームは、攻め込まれる時間が多く苦しい展開が続いたものの、キャプテン及川健一郎を中心になんとか持ちこたえ、前半を0－0で折り返した。そして後半は、徐々に当会チームのパスもつながるようになり、試合中盤、石山晃成の惜しいシュートなどもあった。しかし、両チーム決め手を欠いたままタイムアップとなり、結果はスコアレスドローとなった。

なお、前後半の間に、勝敗に関係しないエクストラマッチが行われ、京幾チームからは、元会長・現会長が揃って出場した。内容としては、終始当会チームが押し込む展開となり、苑田副会長の鮮やかなミドルシュートが決まるなど、2－0という結果であった。

閉会式では、両チームから優秀選手が選ばれ、我がチームからは、攻撃の要として奮闘した松原範之、そして攻守に奮闘した砂子昌利の2名が選ばれた。

その後、京幾チームと酒食を交えて懇親を深め、再会・再戦を固く誓った。次回は、横浜にて、京幾チームを迎えての交流戦が予定されている。

（会員　林　裕介）

第4回日弁連野球マスターズ大会

野球狂の詩in札幌

マスターズ聖地「札幌つどーむ」に集う

11月2日、早くも冬の気配の漂う札幌にて、日弁連野球マスターズ大会が開催され、全国から42歳以上の野球狂弁護士40人が、屋内球技場「札幌つどーむ」に集結した。なお、本大会では40歳代はまだ若手である。

チーム編成は、横浜、東京の各単独チームと、それ以外の地域の合同チーム。わが横浜は、前年度マスターズ大会で優勝し、その勢いに乗り、本年度の正規全国大会（大宮決勝大会）で優勝を果たしたばかりである。それで今回は余裕を持って臨んだ。しかし他チームは違った。これ以上横浜の覇権を許すまじとばかりに、目の色を変えて挑んできたのである。

まず例年楽勝だった合同チーム戦が、5対5でまさかの引き分け。そして決勝は、大人げなく強豪メンバーを揃えた東京に1対8で完敗。大宮の敵を札幌で討たれたのであった。

当チームでは、衰え知らずの打撃を見せる山﨑健一、年に1回ここでだけ豪打を放つ武藤一久、重鎮ながらカメラマンとして写真を撮りまくる井上嘉久らの活躍が目立った。

結果はともあれ、この大会ではみなが本当に野球を楽しんでいる。夜の全員参加の懇親会では、十人十色の野球スピーチが炸裂し、野球馬鹿ここに極まれりである。弁護士野球人としての最終形態がここにある。

来年も元気で会おうと誓い合いながら、すすきのの夜は更けていったのであった。

（会員　畑中　隆爾）

必ずチェック！最低賃金使用者も、労働者も

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

○平成28年10月１日から、神奈川県最低賃金は時間額930円（25円引き上げ）となりました。
○神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。
○次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②臨時に支払われる賃金
③１か月を超える期間ごとに支払われる賃金
④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問合せ先　神奈川労働局労働基準部賃金室
〒231－8434　横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎８階
☎045－211－7354
又は、最寄りの労働基準監督署
＊神奈川労働局のホームページアドレス
http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

編集後記

「星は、すばる。ひこぼし。ゆふづつ。」

その「ゆふづつ」、すなわち宵の明星が見ごろである。

初日の出もよいけれども、「初金星」というのもまた、読みようによっては縁起がよい。日没後早めの時間帯、南西の空に燦然と輝く一番星を見つけて、その明るさを楽しもう。

よい空、よい一年を。

デスク　大関　亮子
記者　三浦　靖彦
古西　達夫
大﨑　徹
新倉　武
吉田　正穂
田丸　明子